

「べにたま」ロゴデザイン使用取扱規程

埼玉県農林部
令和5年3月24日

(趣旨)

第1条 「べにたま」ロゴデザイン（以下「ロゴデザイン」という。）の適正な利用を確保するための事項を定める。

(ロゴデザイン)

第2条 デザインは、イラストと文字（パターンA）、イラストのみ（パターンB）、文字のみ（パターンC）とし、カラーで使用する場合は、ブランドカラーは「C:0 %、M:84%、Y:100%、K:18%」とする。なお、白抜き、モノクロも可とする。

(パターンA)



(パターンB)



(パターンC)

べにたま

(使用承認申請)

第3条 ロゴデザインの使用を希望する団体等は、あらかじめ「ロゴデザイン使用（変更）承認申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して、農林部長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- 一 県育成いちご品種「べにたま」（以下「べにたま」という）の生産者及び生産者団体が使用するとき
- 二 埼玉県内の地方公共団体が使用するとき
- 三 埼玉県内の学校等が教育の目的で使用するとき
- 四 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき

(使用承認)

第4条 農林部長は前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴデザインの使用を承認する。

- 一 第5条第1項各号の内容を満たしていない、又は満たさないおそれのあるとき
- 二 べにたまの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
- 三 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのあるとき
- 四 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき
- 五 特定の政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき

六 ロゴデザインを使用しようとする者が、次のいずれかに該当すると認められるとき

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営若しくは運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者

七 その他、ロゴデザインの使用が、適当でないと認められるとき

2 前項の承認は「ロゴデザイン使用（変更）承認書（様式第2号）」をもって行う。

（使用上の遵守事項）

第5条 ロゴデザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 承認された用途のみに使用すること

二 必ずオリジナルのデータを使用すること

三 定められた色、形等を正しく使用し、縦横比率の改変、反転や回転などの画像の加工は行わないこと（ただし、農林部長が認めた場合はこの限りでない）

四 一定の視認性を保つため、ロゴマークとして視認できるサイズとすること

五 当該使用に係る物件の完成見本を、速やかに提出すること（ただし、完成見本の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる）

六 その他、農林部長が特に付した条件に従って使用すること

（承認内容の変更）

第6条 ロゴデザインの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「ロゴデザイン使用（変更）承認申請書（様式第1号）」を農林部長に提出し、その承認を得なければならない。

2 前項の承認は、「ロゴデザイン使用（変更）承認書（様式第2号）」をもって行う。

3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

（使用承認の取消）

第7条 ロゴデザインの使用承認を受けた者が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規定に違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じて、県はその責めを負わない。

（補則）

第8条 この規程に定めるものの他、ロゴデザインの取扱いに係る必要な事項は、農林部長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年3月24日から施行する。

ロゴデザイン使用（変更）承認申請書

年 月 日

（あて先）

農林部長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

下記のとおり、ロゴデザイン

（パターンA パターンB パターンC）の（カラー モノクロ 白抜き）

を使用したいので申請します。（への使用に変更することを申請します。）

記

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的及び使用方法
- 3 使用期間
- 4 連絡先（担当者、電話番号、メールアドレス）
- 5 添付書類
企画書（作成する印刷物・グッズ等のデザイン案など）

様式第2号（第4条、第6条関係）

ロゴデザイン使用（変更）承認書

第 号
年 月 日

様

埼玉県農林部長

年 月 日付けで申請のありましたロゴデザインの使用（変更）については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- （1）ロゴデザイン使用（変更）申請書の申請内容どおりに使用すること。
- （2）「べにたま」ロゴデザイン使用取扱規程を遵守すること。